

☆新型コロナウイルス感染症・インフルエンザによる出席停止手続きを御確認ください！！

1 医療機関で新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断された場合、学校に連絡する。

2 保護者は出席停止期間中、「別紙 新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を記入する。医療機関で記入する箇所はなし。
※様式は学校から配布したもの、またはホームページからダウンロード可能。

出席停止期間の基準

① **コロナ・インフルエンザ共通発症した日(熱が出始めた日)が0日目。その後5日間(計6日間)は最低でも登校できない。**
→太線の日にちまでは自宅療養

② **コロナの場合**
①かつ、症状が軽快した日を0日目として、症状軽快後1日経過してから登校できる。

③ **インフルエンザの場合**
①かつ、解熱した日を0日目として、2日間熱がなければ、3日目から登校できる。

① と②または③の両方の条件を満たしていることが必要。

新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書 (保護者等記入)

小・中・高 年

氏名 _____ 学年 月 日 平成 年 月 日

症状出現日: 令和 年 月 日 (発症0日)

医療機関診断日: 令和 年 月 日

医師からの注意事項 (学校へ伝えること)

◆新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、以下とおり定められています。

新型コロナウイルス感染症: 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで」発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。

季節性インフルエンザ: 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、半熱となった日を解熱0日目とし、半熱で過ごせる日を2日間(幼児にあっては3日間)経過する必要があります。

◆出席停止期間中の体調について、下記の表に御記入ください。またこの用紙を再登校の初日に学校に提出してください。

*平熱 () 度

| 経過日数 | 月 日 | 午前測定時刻: 体温 | 午後測定時刻: 体温 | 呼吸器症状が有る場合は軽快した日に○印 |
|----------|-----|------------|------------|---------------------|
| 発症日(0日目) | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 1日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 2日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 3日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 4日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 5日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 6日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 7日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 8日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 9日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |
| 10日目 | 月 日 | 午前 時 分: 度 | 午後 時 分: 度 | |

※症状が回復し、出席停止期間を満たし再登校する場合は、事前に学校に御連絡ください。

保護者等氏名: _____

静岡県立富士特別支援学校

最低この日までには登校できない。

3 症状が回復し、出席停止期間を満たした場合、再登校の前に学校に連絡する。事前に担任と本人の体調や出席停止期間について確認する。
症状回復後の医療機関の受診は不要です。御家庭での健康観察が重要となりますので、御協力をお願いします。

4 確認後、「別紙 新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を持って登校する。
※登校初日にスクールバスを利用する場合は、前日午後4時までに「別紙 新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を学校に持参、またはFAXしてください。